国立大学法人熊本大学病院長　殿

念 書

当グループは、以下の内容を遵守することを本書面にてお約束致します。

１ 事業実施施設

(1)施設名　国立大学法人熊本大学病院

(2)所在地　熊本市中央区本荘１丁目１番１号

２ 事業実施期間

令和５年１０月１日から令和８年９月３０日までとする。

３ 熊本大学病院タクシー供給事業に係る条件

１）運営に関する条件

1. 事業運営に必要な各種法令に基づく許認可などは、当グループが取得します。
2. 健全な運営を行っているかどうかを確認するため、貴院に対して当該年度の１０月から翌年度９月末日までの業務状況報告書を翌年１０月末日までに提出します。（グループで各々提出します。）
3. 経済状況の変化などにより事業の運営に支障が生じたときは、貴院と相談するなど、貴院の事業や運営事業に支障が生じないよう誠実に対応します。
4. 利用者（特に高齢者、障害者等）に対して、より良いサービスをもって、安定的かつ継続的に運営します。そのための方策について、随時貴院へ協議を申し出ると共に、その実現に向け、最大限の努力を行います。
5. 利用者等から寄せられた苦情等に対し、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応します。また対応の結果を半年に一度、貴院に書面にて報告します。必要と認められる場合は、貴院と協議のうえ対応します。
6. 車両の待機場所は、別図に示すとおりであり、待機場所以外の駐車を禁止します。なお、通常及び雨天等の繁忙時も常時車両を待機させ、待機車両が０台とならないよう努め、呼び出し後、速やかに配車します。
7. 車内環境（清潔さ、ニオイ等）の維持・向上に努めます。
8. 整理誘導員を平日８時３０分から１７時１５分まで常時１名以上配置します。

なお、整理誘導員は貴院で業務を行う上での自覚を持ち、身だしなみや言葉遣いなどを含め、利用者に対し適切な接遇ができる者を配置します。（年末年始を除き、業務委託を行う場合もあります。）

1. 整理誘導員は、タクシー業務の交通整理員であることが一目で認識できるよう腕章等を着用します。
2. 状況に応じたタクシー・乗降者の適切な誘導を行います。
3. 院内スタッフの補助が必要と思われる利用者の来院に気がついた場合、貴院が準備する呼び

出し用ブザーのスイッチを押し、院内のスタッフに知らせます。

1. 乗客の求めに応じて、押し車・車いすを届けます。
2. 乗務員・整理誘導員の研修を行い、接遇態度向上に努めます。

⑭乗務員・整理誘導員に定期健康診断を受けさせる等、健康管理を行います。なお、貴院に出入りするすべての乗務員・整理誘導員に対し、流行期前にインフルエンザワクチン接種させます。

⑮構内では、交通マナーを守り、安全運転に努めます。

⑯外来診療棟前の周回路上に路線バスが走行している時は、充分な車間距離を設け、併走、追い越しをしません。

⑰乗客の乗降後に車線に合流する際は、路線バス及び一般車両の進行を優先します。

（２）その他条件

1. 災害・事故が発生した場合、発生するおそれがある場合、又は業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を取るとともに、関係機関及び貴院に遅滞なく報告します。
2. 災害発生時には、貴院の要請により協力を行います。
3. 地域社会貢献活動（貴院への助成等を含む）を継続して行います。
4. 事業撤退の際には、次の事業者への引き継ぎに協力します。
5. その他、貴院から指示・要請のある場合は、速やかに報告、対応を図ります。

令和５年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

以上